

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する
一時金の支給等に関する法律」への対応について

1 経緯

- ・昭和23年旧優生保護法（S23～H8）が議員立法により成立
- ・旧法に基づき優生手術を受けた人は、全国で約2万5千人。うち、強制的に不妊手術を受けた人は、統計上1万6,500人、うち本県分は391人
- ・平成31年4月24日「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下、「救済法」という。）」が成立・施行

※ 平成30年7月及び8月に県議会及び本県より、国へ
「早期救済に向けた要望書」を提出

2 救済法の主な概要

- 一時金支給内容
 - ・対象者：「手術を受けた本人」で「法施行日において、生存している者」
 - ・一時金：一律「320万円」
 - ・受給認定：厚生労働大臣（都道府県を經由可）
 - ・請求期限：法施行後5年間
- 一時金支給に関する環境整備
相談体制の整備及び制度に関する周知啓発

3 本県の対応について

- 「支給受付」及び「相談窓口」の設置（平成31年4月24日～）
場所：健康づくり課及び県内6保健所
時間：月～金（午前9時から午後5時まで）
※ 各窓口とも、個室にて受付・相談実施
- 支給手続きに関する周知啓発
 - ・「県庁だより」、ラジオ、県ホームページ、案内チラシ等による周知
 - ・各種手続きの更新手続き等の機会を利用した周知
 - ・支給手続きに関する説明会の実施
 - ・介護福祉施設等関係機関へ広報チラシ等の掲示依頼
- 関係機関等との連携
県医師会、市町村、関係機関、各団体、障がい者施設等への協力依頼